

こどもの生活のために養育費の確保をサポートします

あなたのみちも、
あるけるまち。 **八王子**

養育費確保支援事業



養育費は、子どもが自立するまでの衣食住に必要な経費、教育費、医療費などで、子どもの生活を支え、健やかな成長を支えるために重要な役割を担うものです。

八王子市は、その養育費の確保を支援するため、以下の補助を実施しています。

対象者

- ① 八王子市内在住
- ② 20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母、又は父子家庭の父
※ADR費用補助は、離婚前後の親
- ③ 各補助内容の要件を満たしている方
- ④ 過去に同種の補助金の交付を受けていない

各補助事業

公正証書作成手数料等の補助
(上限5万円)

強制執行を可能とする公正証書や調停調書などの作成手数料を補助

裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助 (上限5万円)

認証ADR事業者が実施する裁判紛争解決手続(ADR)費用を補助

新

養育費調停弁護士費用補助
(上限5万円)

養育費に関する調停などを行う弁護士費用の一部を補助

認知調停費用補助
(上限5万円)

子が父の子であることを認知するよう求める調停の費用の補助

養育費が払われない可能性があるとき

養育費保証契約保証料補助
(上限5万円)

保証会社が養育費を立替え支給する契約の初回保証料を補助

新

養育費の滞納があるとき

養育費強制執行弁護士費用補助 (上限5万円)

滞納された養育費を強制執行する際の弁護士費用の一部を補助

手続きの流れ

相談
申請



1週間程度
かかります

交付決定



30日
以内に

請求書
の提出



2週間
程度で

補助金
の交付



参考になるサイトや申請書類を掲載していますので、子育て応援サイトをぜひご活用ください。

令和8年(2026年)4月



子育て応援サイト
養育費確保支援事業

八王子市 子ども家庭部子育て支援課 ひとり親支援担当

TEL:042-620-7362 FAX:042-621-2711

受付時間 月～金曜日(祝・休日除く)8:30～17:00

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号